

## 第101回自衛隊員倫理審査会議事録

### 1 日 時

令和6年3月28日（木）14時00分～14時45分

### 2 場 所

防衛省A棟8階 海上幕僚監部大会議室2、3

### 3 出席者

（委員） 太田会長、能勢委員、山宮委員、諏訪委員  
（防衛省） 五木田服務管理官

### 4 議 事

#### （1）開会の辞

- 太田会長 只今より「第101回自衛隊員倫理審査会」を開催させていただきます。各委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

#### （2）第100回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 太田会長 それでは、本日の議題に入ります。  
議題の1番目は、前回の審査会の議事録の御承認をいただくことです。  
御手元の資料2「第100回自衛隊員倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしておりますが、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
- 委員 意見なし。
- 太田会長 ありがとうございます。それでは、議事録につきましては、特段の御意見もないようですので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

#### （3）令和5年度第3四半期贈与等報告書について

- 太田会長 議題の2番目は、「令和5年度第3四半期贈与等報告書」についての審査でございます。この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円以上の贈与を受けた部員級以上の隊員が提出した令和5年度第3四半期の贈与等報告書を当審査会が審査を行うものです。  
それでは、服務管理官から御説明をお願いいたします。

- 服務管理官 それでは、資料3から5に基づいて御説明をいたします。  
まずは、(1)の賞金等の贈与が1件ございまして、(2)の物品等の贈与が2番から40番までになります。2番から16番は、外国政府からの儀礼的贈り物ということで、大使館からの贈与が報告されています。17番から23番までは表敬時の儀礼的贈り物となっております、事前に委員から御質問のありました17番から19番までにおいて部隊長を表敬している業者と部隊との関係性についてですが、海上幕僚監部より説明がございまして、よろしくお願ひいたします。
- 海上幕僚監部 贈与を行った事業者については、利害関係はなく、自衛隊の協力団体の名誉顧問あるいは会長でございまして、そうした方々からの儀礼的な贈り物があったということでございます。
- 服務管理官 贈与者としては事業者名となっておりますが、経緯としては自衛隊の協力団体との関係性から贈与を受けたものとなっております。  
それでは引き続きご説明いたします。24番から28番までは、就任祝いに対する贈与が報告されています。  
続いては、激励品になりますが、29番がジブチ軍に対する災害対処能力強化支援活動、30番から31番までが愛媛県大洲市白滝の山村火災に伴う災害派遣、32番が第53次派遣海賊対処行動航空部隊に対しての贈与となっております。最後に33番から40番はその他の物品の贈与となっており、コンサートチケットやだるまなどの贈与が報告されております。  
続きまして、41番から115番までが供応接待であり、前回より3倍近く件数が増加しておりますが、海賊対処派遣部隊に対する感謝の集いが61件計上されおり、その関係で増加しております。  
続きまして著述に対する謝礼が41番から115番の75件になります。116番から143番までが自衛隊関係の機関紙への著述で28件となっております。144番から151番までが財団法人・社団法人が発行する月刊誌、ウェブサイト等への著述で8件、152件から165番までが出版社等が発行する月刊誌、ウェブサイト等への著述で14件となっております。今回の最高額につきましては、148番及び150番で、報酬が125,706円となっており、原稿用紙1枚当たり5,028円となっております。  
続きまして著述に対する印税で、166番から173番、308番の9件となっております。今回の最高額につきましては、167番で報酬が1,750,000円となっております。  
続きまして、174番の監修等に対する謝礼となりますが、医療安全eラーニング教材の監修を行ったものに対して報酬が支払われたものになります。  
続きまして講演等に対する謝礼となりますが、利害関係のあるものが10件となっております。これらの10件につきましては、医官等が製薬会社や医療機器メーカーか

ら依頼を受けて講演を行ったものとなっております。それ以外につきましては、防衛大学校や防衛研究所職員、自衛隊の医官の講演が多くなっております。

また今回の最高額につきましては、199番及び207番で報酬が222,741円となっております。

続きまして、テレビ出演等に対する謝礼で239番から302番までの64件となっており、防衛大学校、防衛研究所員などが国際情勢などについて解説を行った者になります。

最後になりますけれども、新聞等へのコメントに対する謝礼が303番から307番で、5件になります。こちらは全て防衛研究所員が国際情勢に関してコメントしたのものになります。

最後に308番から311番までの4件につきましては、贈与等報告書の遅延が発生しており、著述に対する印税に対して海上幕僚監部と情報本部、講演等に対する謝礼に対して防衛医科大学校が遅延している形となっております。それでは各機関より御説明をお願いします。

- 海上幕僚監部 連番の308番となりますが、本件は当該隊員が令和5年7月に出版した著書の印税が同年の12月29日に振り込まれていたところ、出版社からの連絡が2月中旬となり、結果として贈与等報告書の提出が遅れたものです。なお、当該隊員は贈与等報告書の提出要件は理解しておりました。当該隊員は今後、出版社に対して印税の振り込み時には一報してもらうように調整を実施したところであります。
- 服務管理官 続いて、防衛医科大学校から御説明をお願いします。
- 防衛医科大学校 連番の309番となりますが、本件については、当校の教官が利害関係のない大学から講演依頼がありまして、講演依頼については正規の手続きを取りまして、3月8日に実施したところですが、その後の4月17日に報酬が振り込まれました。それにあたって教官が当校の担当者へ贈与等報告書の対象になるのか否かを聞いたところ、対象外との回答があったことから報告を行わなかったが、その後確認したところ、報告が必要だという事実気づき、遅延が発生したのになります。  
本人は事後、講演の報酬を受け取った際には、贈与等報告書の提出が必要だということを十分に認識し、報告漏れのないように留意していくとのことでした。また当校の担当についてもよく実態を確認し、回答するように教育してまいりたいと思います。
- 服務管理官 続いて情報本部から御説明をお願いします。
- 情報本部 連番310番、311番となりますが、本件は一昨年の12月に著書を出版し、昨年3月及び9月に印税が振り込まれたというものであります。本人は贈与等報告書の提出要件は認識しておりましたが、提出時期につきまして、年末調整の手続き

と混同し、年間のをまとめて提出をするものであると誤った認識を持っていたことから遅延が発生したのになります。

- 服務管理官 ありがとうございます。「令和5年度第3四半期の贈与等報告書」については、以上でございます。
- 太田会長 ありがとうございます。それでは、贈与等報告書につきまして御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。
- 太田会長 先ほど表敬訪問の件で言及がありましたが、表敬については誰でも可能なものになりますよね。
- 服務管理官 おっしゃるとおりです。特定の企業が表敬した際に、何か疑わしい事実があるのではないかとご指摘がありましたので、経緯について確認したところがあります。  
表敬を行ったのは企業となっておりますが、自らの利益のために贈与を行っているわけではなく、実態としてはあくまで協力団体の顧問及び会長としての関係性から贈与を行ったものになります。
- 太田会長 ただし民間企業の場合は、過去に受注関係があった場合もありますし、将来を見越しての表敬という可能性もあり、リスクがある可能性もあるので、しっかりと経緯を確認することは必要であると思います。
- 太田会長 情報本部の贈与等報告書の遅延については、年末にまとめて報告をするものだと認識しており、倫理法の趣旨を理解していないので、今後の教育が重要であると思います。なお私が気になるのは防衛医科大学校の贈与等報告書の遅延についてです。倫理法に詳しい担当者が対象外であると回答したのは、どういった事情があるのでしょうか。
- 防衛医科大学校 担当者に確認したのですが、そういった問い合わせがあったことは確認できていない状態ではありますが、教官は確認したと言っているのです。我々はそういった問い合わせがあったと捉えまして、担当者には先生方の誤解を解くことも含めて事実関係を確認して、法令に則った処置をするように教育しようと考えております。
- 太田会長 受け取り方によっては、担当者に責任を押し付けているようにも思えますが、いかがでしょうか。
- 防衛医科大学校 担当者も明確な記憶がなく、言った言わないという状態になって

おりますので両者に対して教育を徹底していきたいと考えております。

- 太田会長 それでは担当者から文書で反論するなどしてはいかがですか。担当者が悪いという記録だけが残ることになってしまいますよね。
- 防衛医科大学校 担当者も明確な記憶があったともなかったとも言えないということで、反論することも難しくなっております。
- 太田会長 担当者が記憶に残っていないということが本来あってはいけないことであり、誰がいけないのかということよりもシステムとしてうまく機能していないということは間違いないわけですね。  
今回のような案件は遅延理由書だけで済ませてよいのか、もう少し公平なやり方があるのではないのかという印象ですね。
- 服務管理官 倫理担当がこのようなことを述べるのはありえないことかと思いますが、電話で話しているうちに他の件と勘違いをして誤ったことを言ってしまった可能性も捨てきれないと考えます。  
いずれにせよ防衛医科大学校は両者に対してしっかりと教育することが大切かと思えます。
- 太田会長 他に御質問はございますでしょうか。
- 委員 講師派遣承認申請書を提出するときに報酬を伴うものである旨の記載はあったのでしょうか。
- 防衛医科大学校 報酬額の記載はございました
- 委員 ありがとうございます。
- 太田会長 御質問、御意見等がなければ、贈与報告書等の報告書については以上とさせていただきます。  
議題の4番目は、「贈与等報告書の閲覧デジタル化」についてです。  
当議題は、倫理規程第13条第3項の規定により、贈与等報告書の閲覧に必要な事項は、当審査会の同意を得て、防衛大臣又は防衛装備庁長官が定めるとされております。それでは、服務管理官から説明をお願いします。
- 服務管理官 政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において掲げられているデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに伴い、国家公務員倫理法第6条

第1項に規定する贈与等報告書の閲覧については、令和5年度中にデジタル化を完了する工程が示されていることから自衛隊員倫理法に基づく贈与等報告書の閲覧についても、国家公務員倫理法の閲覧要領に合わせてデジタル化を実施する必要がございます。

自衛隊員倫理法第6条に規定する贈与等報告書の閲覧は、同法第9条第2項及び自衛隊員倫理規程第13条に規定されており、閲覧に必要な事項は、自衛隊員倫理審査会の同意を得て、防衛大臣又は防衛装備庁長官が定めるとされているところ、今般の贈与等報告書の閲覧デジタル化に伴い、閲覧要領を定めた規則（「防衛省本省における自衛隊員倫理法第6条第1項及び国家公務員倫理法第6条第1項に規定する贈与等報告書の閲覧要領について」の改正について、ご審議いただくものになります。

- 太田会長 ありがとうございます。  
それでは、「贈与等報告書の閲覧デジタル化」の質疑に入らせていただきます。「贈与等報告書の閲覧デジタル化」に対する御質問、御意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 委員 デジタル化にあたり、公表される範囲は氏名を含めてということでしょうか。
- 服務管理官 おっしゃるとおりです。
- 太田会長 閲覧可能な贈与等報告書は、2万円を超えるものに限られますが、我々が審査をしている全ての贈与等報告書の閲覧が可能ではないことになってますが、この差は意味があるものなのでしょうか。
- 事務局 2万円を超える高額な贈与等報告書については、公平性及び信頼性を担保するために国民の閲覧を可能にしており、また令和5年度の第3四半期の2万円を超える贈与等報告書の件数は132件となっております。  
なお、先ほど委員より御質問のありました公開の範囲についてですが、一部例外としまして、企業情報や安全保障に関する情報などの不開示情報が含まれる場合については該当部分のみ不開示として公開することとなっております。
- 太田会長 ありがとうございます。他に御質問、御意見等はございますでしょうか。
- 委員 例えば安全保障に関する情報とはいったいどのような情報なのでしょうか。
- 事務局 贈与等報告書の記載に、情報公開法に規定のある国の安全が害されるおそれのある情報等が含まれている場合は不開示となります。

なお贈与等報告書は、どこの企業からこういった贈与等を受けたのかについての報告する者になりますので、基本的にそういった情報が含まれることはないかと思いません。

- 太田会長 基本的に贈与等報告書にはそういった情報が記載されることはなく、万が一のためにそういった規定が設けられているということですね。
- 事務局 おっしゃるとおりです。
- 委員 例えばある企業が非常にセンシティブな技術の開発を行っていて、自衛隊員がアウトラインだけ講演を行い、謝礼を受け取った場合は不開示になる箇所が多く出てくるのでしょうか。
- 事務局 基本的に贈与等報告書には講演の内容は記載をしますが、例えばタイトル等に不開示情報が含まれている場合には、不開示になる可能性はあるかと思えます。
- 委員 ありがとうございます。
- 服務管理官 タイトルにも記載ができないような機微な情報である場合は、報告者も言葉を選んで記載し、提出するものかと思えます。
- 太田会長 贈与等報告書が不開示にある場合があるとすれば、報告は受けられるのでしょうか。
- 事務局 報告させていただくことになるかと存じます。
- 他に御質問、御意見等がなければ、「贈与等報告書の閲覧デジタル化」の質疑は、以上といたします。

#### (5) 議題の採択等について

- 太田会長 それでは、本日審議されました「第100回自衛隊員倫理審査会議事録」、「令和5年度第3四半期贈与等報告書」、「贈与等報告書の閲覧デジタル化」につきましては、各委員の皆様へ承認をいただきたいと思っておりますので、御手元の決裁用紙にサイン又は押印をお願いいたします。

#### (6) 閉会の辞

- 太田会長 それでは、皆様ありがとうございました。  
次回の審査会につきましては7月上旬を予定しておりますので、スケジュールについ

ては、委員の皆様の御都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思  
います。

以上で、本日本日予定しておりました議題につきましては、全て審議が終了いたしまし  
た。本日は、御審議いただき誠にありがとうございました。